

その他改葬等に係る参考事項

Q1、改葬許可申請から発行までの期間は。

A、申請から発行まで、数日間必要となりますので、事前に申請をお願いします。

Q2、死亡者の本籍、住所、死亡年月日等が分からない場合はどうするのか。

A、記入欄を空白にしないで「不詳」と記入してください。

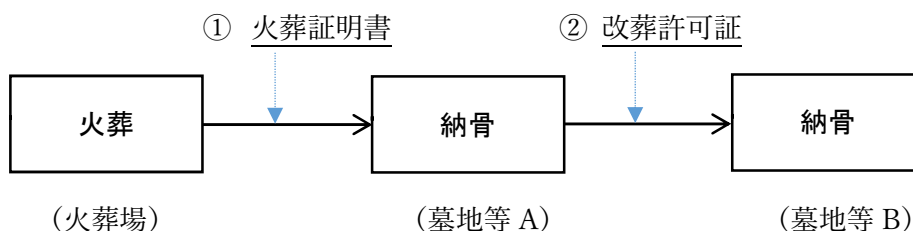
Q3、改葬先が決まっていなくても、改葬許可申請はできるのか。

A、改葬先については証明の必要事項となりますので、改葬先が決まってから申請してください。

Q4、火葬後、自宅に安置していたお骨をはじめて墓地等に納める場合、どのような証明が必要ですか。

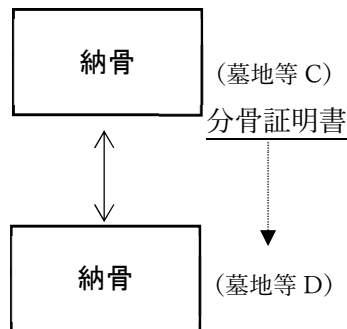
A、火葬後にはじめて納骨される場合は、火葬された際に受け取られた火葬証明書が必要となります。(①)

なお、改葬許可証は墓地等から墓地等へ移す場合に必要な証明です。(②)



Q5、お骨を墓地等から二つに分けたあと、一つは元の墓地等に
そして、もう一つは別の墓地等に納骨する場合はどのような
許可が必要か。

A、このような場合は、元の墓地等が発行する「分骨証明書」
が必要となります。



Q6、火葬場で収骨の際に、お骨を分けて収骨した場合の分骨
証明書はどこで交付されるのか。

A、亀岡市営火葬場で収骨時に分骨された場合の分骨証明書は、
亀岡市役所で交付します。証明手数料は300円です。

